

財 第 1 号
平成 22 年 4 月 1 日

関 係 部 局 長
教育委員会教育長 殿
警 察 本 部 長
病 院 局 長

総 務 部 長

平成 22 年度予算の執行について（通知）

平成 22 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成22年度当初予算は、県税収入が5年ぶりに1,000億円を割り込むなど、厳しい財政状況の中、低迷する県内経済状況を踏まえ、可能な限りの景気・雇用対策と併せ、「大分県中期行財政運営ビジョン」に掲げる「子育て満足度日本一」などの政策の実現に向けて積極的な予算編成を行ったところである。

16年度から取り組んできた行財政改革により、ビジョン最終年度である23年度末の財政調整用基金残高は、288億円を確保できる見込みとなったが、経済情勢等の先行きが不透明な中、不測の事態にも対応できるよう、300億円以上の残高確保に向けて、歳入・歳出両面からの見直しを引き続き厳しく進めていく必要がある。

本県財政を巡るこうした状況を踏まえ、予算の執行にあたっては、県民ニーズに即した効率的・効果的な事業執行を図り、経費の節減合理化に努めることとする。

I 全般的事項

- 1 当初予算は、現時点として見込みうる財源の全てを捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として、補正は行わないこととするが、国の経済対策等の動向には十分注意すること。
- 2 緊急雇用創出事業臨時特例基金や森林整備加速化・林業再生基金など、国の補正予算で創設された基金を活用した予算の執行にあたっては、事業の実施時期や方法等を基金担当部局と十分調整し、効果的に行うこと。
- 3 新たに実施する事業については、その内容等を十分に周知徹底したうえで早期に着手するなど、事業目的が達成されるよう適切な執行を図ること。
- 4 予算執行にあたり、状況の変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。

また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

II 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、夜間及び休日における訪問徴収や早期差押等により滞納整理の強化を図るほか、特に、個人県民税については、職員の派遣や「地方税徴収強化対策連絡会議」により市町村との連携を進め、更なる徴収強化に努めること。

また、法人二税について、不申告法人への催告の強化と併せ、未届法人調査を徹底するとともに、軽油引取税について、近隣県と連携して不正軽油の撲滅に向けた取組を行うなど、課税対策を強化すること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、社会経済情勢の推移等に即した見直しを行うこと。

また、未徴収のものであっても、施設等の使用の実態などから徴収することが妥当なものについては見直すこと。

4 国庫支出金、分担金及び負担金

国庫支出金について、関係省庁との連絡を密にし、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

また、分担金及び負担金についても、納入時期の適正化に努めること。

5 財産収入

将来にわたって利用計画がないものや他施設等で代替可能な施設用地等、処分可能な土地について、現下の地価の動向等を踏まえたうえで、売却や貸付等、その利活用を適切に行うこと。

また、財産の貸付料及び使用料については、利用と負担の公平性や明確化を図り、収入を確保すること。

6 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、公共事業等の事務費については、国庫補助対象から外されたため、県債による措置となるが、起債対象の事務費の取扱いについては、下記のとおりとする。

(Ⅲ 歳出に関する事項 1 政策予算 (1) 公共事業及び (2) 単独建設事業の項目を参照)

Ⅲ 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

年間を通じた切れ目のない事業実施など適切な執行に努めること。

上半期の契約目標については、別途指示することとしているので留意すること。

また、効率的な実施とプロセスの透明性を向上させるため、事業の再評価に加え、新規採択時に必要性や緊急性等の評価を行う事前評価に取り組むとともに、地域の実情にあった規格の設定やV E方式の活用等により、一層のコスト縮減を図ること。

なお、検証対象となったダムについては、その動向を注視し、執行にあたっては財政課と協議すること。

事務費率については、全体事業費の4.5%以内とする。ただし、継続事業については、従前の補助基準による算出額が4.5%を下回る場合にはその範囲内とする。

(2) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残等については、不用額として保留すること。

なお、事務費率については、全体事業費の4.5%以内とする。

(3) 一般国庫補助事業

今後、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、各部局の一般財源等の予算枠の中で対応すること。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行を行うこと。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意し、機動的に対応すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的な執行を行うとともに、節減に努めること。

なお、扶助費については、様々な制度改正が行われていることから、常に年間所要額の把握に努めること。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。
- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。
- (3) 事務事業の執行にあたっては、環境負荷の低減を図るとともに、効率化、コスト削減等に努めること。
また、総務事務システムの活用等により各所属一体となって能率の向上に努め、可能な限り勤務時間内で業務を終えるよう留意し、時間外勤務手当の縮減に努めること。
- (4) 公共工事等の発注においては、電子入札や一般競争入札の活用等、その効果が十分に発揮されるよう努めること。
- (5) 県作成の刊行物について、刊行物見直し指針の趣旨を踏まえ、その目的や必要性を再度確認し、スリム化、適正化を図ること。
- (6) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知することとしているので留意すること。
- (7) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (8) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、施設の管理者として常にその管理運営の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (9) 長期継続契約について、制度の趣旨を十分に踏まえ、事務効率化や経費削減に向け、導入の可能性を検討するとともに、その活用を図ること。
- (10) 県立大学法人については、中期目標等に沿った主体的な運営が行えるよう自主性を尊重しつつ、所管部において管理運営状況を適確に把握すること。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意したうえで、原則として年2回行うものとするが、今後の経済情勢の動向等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課で取りまとめて行うこと。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

なお、貸付制度の見直しなど、国の制度改正等の動向に留意すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その運営が県行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、社会情勢に即した必要性や実施効果等を踏まえ、補助金や貸付金、委託料等の見直しを行うなど、団体の自主性を尊重しつつ、適正な事業運営が行われるよう指導すること。